

高経年化対策に係る保安規定変更認可申請に対する審査について

平成25年7月31日
原子力規制委員会

高経年化対策に係る保安規定変更認可の申請期間は、運転開始以後30年や40年を経過する日の1年前までとしていたが、本年1月から改正原子炉等規制法施行日(7月8日)前までに本来の申請期限を迎えるプラントについては、運転開始以後30年や40年を経過する日の6月前までとすることを事業者に対し指示した(平成25年6月12日付け「実用発電用原子炉における高経年化対策に係る事業者からの保安規定変更認可申請の時期について(指示)」)。

今後事業者から提出される高経年化対策に係る保安規定変更認可申請に対する審査については、以下のとおりとする。

- 審査プロセスについては原則公開とすることとし、運転を前提とした評価を行っているプラントについては、原子力規制委員会委員又は原子力規制庁による公開審査を行うこととする。その具体的方法等については改めて検討する。
- 当面申請が見込まれる冷温停止状態が維持されることを前提とした評価のみを行っているプラントについては、
 - ①当該評価内容は冷温停止状態の維持に必要な設備に特化したものとなること
 - ②運転を前提とした評価については、再度、保安規定変更認可が必要となることから、原子力規制庁が審査を実施しその結果を原子力規制委員会へ報告し決裁を得る。

具体的な審査の進め方については、原子力規制庁が事業者へのヒアリングや現地調査により行うこととし、それらの議事概要及び資料は原則公開とする。また、原子力規制委員会から独立行政法人原子力安全基盤機構へ技術的妥当性の確認を依頼し、原子力規制庁は当該確認結果を審査に反映する。

○当面の保安規定変更認可申請(高経年化対策)案件

事業者名	プラント名	申請期間の末日	運転開始以後30年又は40年を経過する日
東京電力(株)	福島第二2号機(30年)※	平成25年8月2日	平成26年2月2日
中国電力(株)	島根1号機(40年)※	平成25年9月28日	平成26年3月28日
関西電力(株)	高浜1号機(40年)※	平成25年11月13日	平成26年11月13日
東北電力(株)	女川1号機(30年)※	平成25年11月30日	平成26年5月31日
九州電力(株)	川内1号機(30年)	平成26年1月3日	平成26年7月3日
関西電力(株)	高浜3号機(30年)	平成26年1月16日	平成27年1月16日

※評価内容が冷温停止状態が維持されることを前提としたもののみであると見込まれるプラント